

基本理念（案）

地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等により、地域福祉計画・地域福祉活動計画の役割はますます重要になっています。今回の改正により、これまで任意であった計画策定が努力義務化され、高齢・障がい・児童等の分野別計画の上位計画として位置づけられることになりました。

また、地域住民の暮らしにかかわる地域生活課題への包括的な対応について地域づくりとあわせて取り組むとともに、より広い「地方創生」の観点から福祉の領域を超えた地域全体の抱える大きな課題への対応や持続可能な地域づくりに結びつけていくことも重要とされました。このような方向性は、前期計画の基本理念本文にある「誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり」をさらに推し進めることによって実現できるものと考えます。

したがって第3期計画の基本理念は、前期計画の継承とさらなる発展をめざし、「“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり～地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の仕組みづくり～」とします。

“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり
～地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の仕組みづくり～